

# 屋外広告物の許可申請手続き等について

～令和3年4月1日から屋外広告物の許可等の申請手続きが変更されます～

## 1 変更内容

岡山県屋外広告物条例について、許可期間の変更や、有資格者による点検の義務付けなどの一部改正が行われたことに伴い、屋外広告物の掲出に係る許可申請等の手続きが変更になります。

※「岡山県屋外広告物条例一部改正の概要」参照

## 2 条例改正前の申請手続き

- ・許可期間 1年
- ・点検 許可更新時に自己点検の結果を報告  
※ただし、はり紙等・許可期間が1ヶ月以内の広告物・表示面積が1㎡未満の広告物の点検結果の報告は不要

## 3 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの申請手続き

**新規申請（新設物件）** ※様式が変更になります。

- ・当初の許可期間が1年間から3年間に変更になります。  
新設物件のみ3年間となり、既設物件については、許可期間は従前のとおり1年間となります。

（  
新設物件：新たに設置するもの。  
既設物件：当該物件（広告物及び躯体等の掲出物件も含む）の設置から既に1年以上経過しているもの。  
）

**更新申請**

- ・事務手続きに変更はありません。

## 4 令和3年10月1日以降の申請手続き

**新規申請**

- ①新設物件 ※新たに設置する広告物等  
同上
- ②既設物件 ※当該物件の設置から既に1年以上経過しているもの。  
申請時に安全点検の結果報告が新たに必要となります。  
(なお、有資格者点検には経過措置があります。「5 経過措置」参照)  
ア 地上からの広告物等の上端の高さが4mを超える物件  
→有資格者点検結果報告書（許可期間は3年となります。）  
イ 地上からの広告物等の上端の高さが4m以下の物件  
→有資格者点検結果報告書（許可期間は3年となります。）  
又は  
自己点検結果報告書（許可期間は1年となります。）

**更新申請** ※様式が変更になります。

- ・申請時の安全点検の結果報告が**変更**となります。
  - ア 地上からの広告物等の上端の高さが4 mを超える物件  
→有資格者点検結果報告書（許可期間は3年となります。）
  - イ 地上からの広告物等の上端の高さが4 m以下の物件  
→有資格者点検結果報告書（許可期間は3年となります。）
- 又は  
自己点検結果報告書（許可期間は1年となります。）

<備考>

地上からの広告物等の上端の高さが4 mを超える物件は必ず有資格者点検が必要となりますが、はり紙及びはり札等、許可期間が1ヶ月以内のもの、建築物の壁面等に直接塗装して表示するものは対象外となります。

## 6 経過措置について

地上からの広告物等の上端の高さが4 mを超える物件の許可申請（新設除く）については、必ず有資格者による点検結果の報告が必要ですが、令和4年9月30日までの間は、自己点検の結果報告により申請が可能です。

※その場合の許可期間は1年間となります。

## 7 許可期間が1年間を超える広告物の自己点検について

有資格者点検を実施した広告物については、許可期間が3年間となりますが、許可期間中も従前通り1年に1回は自己点検を実施する必要があります。許可期間中の点検結果の報告は不要ですが、次回の許可更新時若しくは広告物を除却するまでの間、点検結果の保管をしてください。

## 8 点検結果の報告の省略

従前と同様に、はり紙等・許可期間が1ヶ月以内の広告物・表示面積が1㎡未満の広告物の更新時の点検結果の報告は不要ですが、1㎡未満の広告物のうち4 mを超えるものについては、有資格者点検の結果報告が必要であるため、ご注意ください。

## 9 問合せ先

- ・許可申請手続き等について  
屋外広告物を掲出する区域を所管する各県民局・地域事務所・市の担当課  
（窓口一覧県ホームページ）  
<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-18525.html>
- ・条例改正、制度の全般的な内容について  
岡山県土木部都市局都市計画課  
（条例改正関係県ホームページ）  
<https://www.pref.okayama.jp/page/707296.html>